

令和2年5月25日
調査及び立法考査局
財政金融調査室・課

G20 諸国における中央銀行デジタル通貨の検討状況について

1 中央銀行デジタル通貨の概要

近年、中央銀行デジタル通貨（central bank digital currency: CBDC）に対する関心が高まっており、学界における議論や各国中央銀行による概念整理の試みがみられる。また、一部の国では、CBDC の実際の発行に向けた検討も進められているとされる¹。2020年1月には、カナダ銀行、イングランド銀行、日本銀行、欧州中央銀行、スウェーデン・リクスバンク、スイス国民銀行及び国際決済銀行（BIS）が、各国・地域における CBDC の活用可能性の評価に関する知見を共有するために、グループを設立した²。

CBDC は、「民間銀行等が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー」と定義される³。発行形態の観点からは、金融機関間の資金決済を目的とする大口取引型と、個人や企業等を含めた幅広い主体による利用を想定した一般利用型に大別される。このうち、特に後者の一般利用型が発行された場合には、金融システムや経済全体への影響がより大きくなるとみられる。「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）等、我が国の現行法制を前提とすると、一般利用型 CBDC は、「a. 中央銀行である日本銀行が発行する、b. 電子的に記録・移転することができる財産的価値であつて、c. 円建てであり、d. 不特定の者を相手方として代価の弁済に使用できるもの」と定義できる⁴。

一般に CBDC を発行することのメリットとしては、①ICT化の進展や経済取引のデジタル化と統合的な支払手段を提供できること、②現金の流通コストを削減できること、③経済的弱者に対して金融サービスへのアクセスを提供する「金融包摂」を実現できること、などが挙げられる⁵。また、④CBDC 自体に（特にマイナス金利の）付利を行えることから、金融政策の有効

¹ 「中央銀行デジタル通貨に関する法律問題研究会」報告書 日本銀行金融研究所, 2019.9, p.1. <<https://www.imes.boj.or.jp/japanese/kenkyukai/ken1909.pdf>>

² 日本銀行「主要中央銀行による中央銀行デジタル通貨（CBDC）の活用可能性を評価するためのグループの設立」2020.1.21. <https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/rel200121a.htm>

³ 前掲注(1), p.4.

⁴ 同上 なお、一般利用型 CBDC の具体的な設計については、さらに、(i) 中央銀行が直接発行するのか、民間金融機関を通じて発行するのか、(ii) 利用者が中央銀行に口座を保有する形で発行するのか（アクセス型）、電子的な情報である金銭的価値を利用者自身の手元の端末等に記録し、利用者間での受渡しを可能とするのか（ストアパリュー型）という観点で分類が可能である。その他、設計上の論点や導入により予想されるマクロ経済への影響については、日本銀行在職中に BIS の決済・市場インフラ委員会（Committee on Payments and Market Infrastructures: CPMI）における CBDC に関する議論に参画していた、小早川周司教授（明治大学）の論文に詳しい（小早川周司「中央銀行デジタル通貨に関する一考察—具体的な設計とそのインプリケーション—」『政経論叢』87 巻3・4号, 2019.3, pp.91-131.）。

⁵ 中島真志「発行「秒読み」の中銀デジタル通貨—最速3年で実用化へ— 世界人口の20%カバー—」『エコノミスト』98 巻10号, 2020.3.10, pp.82-84.

性を向上させるとの期待や、⑤キャッシュレス決済手段の林立の解消を促す可能性、⑥特定の事業者による決済プラットフォームの独占を排除し、決済市場における競争環境を維持する役割への期待などもみられる⁶。

2 主要中央銀行の取組

BISは、2018年と2019年に各国中央銀行を対象に、CBDCに関する調査を実施している⁷。2019年調査には、66か国・地域が回答しており、メキシコを除くG20諸国が全て含まれている。調査結果によると、CBDCの開発と使用に係る研究、実験及び開発を「実施中」又は「実施予定」の中央銀行は、全体の80%強に上る。開発のステータスは、「実験／概念実証」まで進んでいるとした先が40%強、更に進んで「開発／パイロット版」に至っている先が10%弱（全て新興国）である。また、一般利用型CBDCを短期的（3年以内）に発行する「可能性が高い」又は「可能性がある」とした先は20%強、中期的（6年以内）に発行する「可能性が高い」又は「可能性がある」とした先は40%弱であった。大口取引型CBDCについては、短期が20%強、中期でも25%程度であった。同調査は、国・地域別の回答結果を示していないが、短期的に一般利用型CBDC発行の「可能性が高い」としている国は、世界人口の5分の1に相当するとしており、その中に「デジタル人民元」の早急な発行を目指していると報じられる中国が含まれることが強く推認される。

CBDCを実際に発行することを念頭に取組を進めている中央銀行は、中国人民銀行のほかには、既存の現金・決済インフラが脆弱な一部の新興国に限られ、キャッシュレス化の進展により現金流通が急減しているスウェーデンが、先進国では例外的に発行を検討している⁸というのが現状といえる⁹。

デジタル人民元の発行が間近とされる中国¹⁰を含めて、各国とも、中央銀行内部での検討段階にとどまっていることから、研究プロジェクトの成果が公表される場合¹¹やスタッフ論文等の形で研究内容が紹介される場合を除き、詳細な検討状況を知ることはできない。各種報道等によると、CBDCを既に発行した国は、ウルグアイ、ベネズエラ（いずれも試験的な規模）、具体的な発行計画を有する国・地域としては、中国、カンボジア、マーシャル諸島、バハマ、東カリブ諸国機構、ネパール等が挙げられる。また、スウェーデンは2020年2月から、「e-krona」発行に向けたパイロットプログラムを実施している。G20諸国の検討状況等については、下表のとおりである。

⁶ 雨宮正佳「日本銀行はデジタル通貨を発行すべきか—「ロイター・ニューズメーカー」における講演—」2019.7.5. 日本銀行ウェブサイト <https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2019/data/ko190705a1.pdf>

⁷ Christian Barontini and Henry Holden, “Proceeding with caution: a survey on central bank digital currency,” *BIS Papers*, No.101, 2019.1.8. <<https://www.bis.org/publ/bppdf/bispap101.pdf>>; Codruta Boar, et al., “Impending arrival: a sequel to the survey on central bank digital currency,” *BIS Papers*, No.107, 2020.1.23. <<https://www.bis.org/publ/bppdf/bispap107.pdf>>

⁸ ユーロ加盟国であるエストニアが、2017年に政府のブログ上で暗号トークン「エストコイン（Estcoin）」の発行計画を公表した例があるが、同計画のその後の進捗は不明である。

⁹ 雨宮 前掲注(6)

¹⁰ 関志雄「中央銀行デジタル通貨の発行を目指す中国—予想されるマクロ面での影響—」『野村資本市場クォーターリ—』23巻3号, 2020冬, pp.194-202.

¹¹ 日本銀行と欧州中央銀行は、2016年から、金融市場インフラへの分散型台帳技術（distributed ledger technology: DLT）の応用可能性を調査するための共同調査プロジェクト「Project Stella」を実施しており、現在まで4次にわたり報告書が公表されている（日本銀行・欧州中央銀行「分散台帳環境における取引情報の秘匿とその管理の両立（Project Stella 第4フェーズ、仮訳）」2020.2. <https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/data/rel200212a3.pdf>）。

表 G20 諸国における CBDC の検討状況等

	G7				EU 独 仏 伊
	米国	カナダ	英国	日本	
発行計画	なし	なし	なし	なし	なし
検討中の発行形態	不明	大口取引型	一般利用型	大口取引型	大口取引型
主な内容	2019年に、連邦準備制度とホワイトハウスが、今後5年以内のCBDC発行の必要はないと表明。CBDCの普及により、ドルが基軸通貨としての地位を失う可能性を警戒しているとの見方がある。	2016年に、分散型台帳技術(DLT)の実証実験「Project Jasper」を開始。2019年に、シンガポール通貨庁と「Jasper-Ubin Project」を実施。	2015年以降、CBDCを検討したスタッフ論文等を公表。イングランド銀行スタッフとの議論を踏まえ、ロンドン大学の研究者が「RS coin」を提案。	2016年から日本銀行と欧州中央銀行が「Project Stella」を開始。 2019年9月に法的論点の整理を公表。2020年2月に、自民党のルール形成戦略議員連盟が、中国に対抗してデジタル通貨で米国との連携を深めるよう提言。	
		2020年1月に、CBDCの活用可能性評価のためのグループを設立。			
	中国	インド	ロシア	オーストラリア	アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、韓国、メキシコ、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ
発行計画	2021年中に本格稼働との見方あり	なし	なし	なし	
検討中の発行形態	一般利用型	一般利用型 大口取引型	不明	大口取引型	
主な内容	2014年以降、中国人民銀行内でCBDCの研究を開始。2016年にデジタル通貨(デジタル人民元)の構想を公表。2017年、中国人民銀行内にデジタル通貨研究所を設置。2019年、国務院がデジタル通貨研究の支援を表明。同年10月に、暗号法が成立。2020年中に深圳、蘇州で試験運用を開始予定。	2020年1月、国立研究所が政府・インド準備銀行による「デジタル・ルピー」の発行を推奨。	2019年12月、ロシア中央銀行がデジタル通貨の開発・実証実験を実施しているとの現地報道あり。	2020年1月、オーストラリア準備銀行は、暗号資産エセリウム(Ethereum)を用いたCBDCの実証実験を実施していることを公表。	検討状況等に関する詳細な情報なし。

(出典) 各種資料に基づき筆者作成。

担当：財政金融課 大森健吾